

議第7号議案

横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部改正

横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年9月4日提出

市会運営委員会
委員長 横山 正人

横浜市条例（番号）

横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

（横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第 1 条 横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年 8 月横浜市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第 1 条中「第 203 条第 5 項」を「第 203 条第 4 項」に、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第 2 条（見出しを含む。）及び第 3 条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

（横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部改正）

第 2 条 横浜市会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年 2 月横浜市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 100 条第 1 3 項及び第 1 4 項」を「第 100 条第 1 4 項及び第 1 5 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正）

2 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和 31 年 12 月横浜市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を「横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に改める。

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び横浜市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

〔上段 改正案〕
〔下段 現 行〕

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

横浜市市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 203 条第 4 項 の
第 203 条第 5 項
議員報酬
規定により、市会議員に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにそ
報酬
の支給方法を定めるものとする。

議員報酬
（ ）
報酬

第 2 条 議長、副議長、常任委員会等の委員長及び副委員長並びに議員の議員報
報酬
報酬
の額は、次のとおりとする。

議 長	月 額	1,200,000 円
副 議 長	月 額	1,080,000 円
委 員 長	月 額	1,000,000 円
副 委 員 長	月 額	990,000 円
議 員	月 額	970,000 円

（支給方法）

第 3 条 議員報酬 は、毎月これを支給する。
報酬

